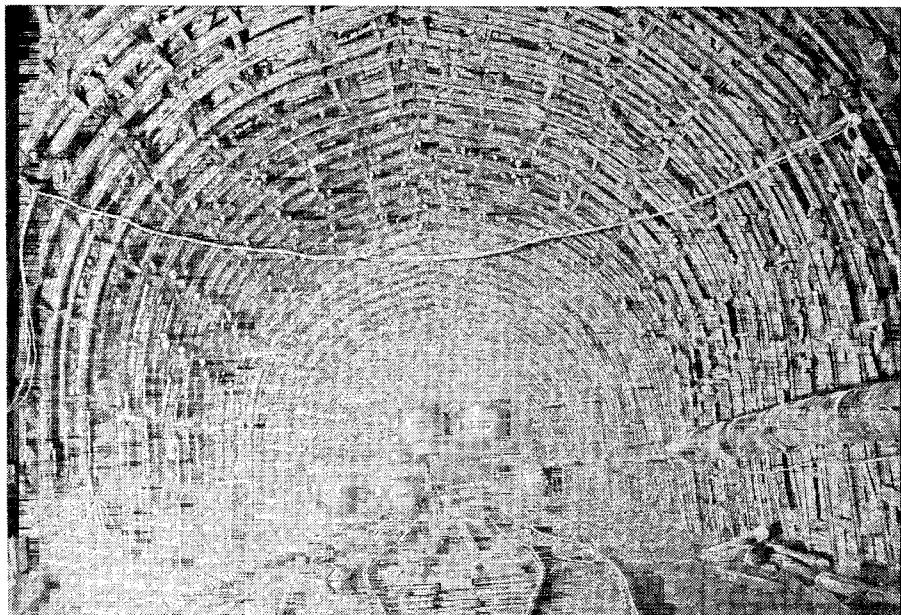


関西労災職業病

関西労働者安全センター

2000.6.10発行〈通巻第295号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらいビル602)
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- アメリカでもドイツでも結晶性シリカの発がん性を認定 2
- セミナーで安全衛生活動を活性化
大阪市従業員労働組合下水道支部の取り組みから 6
- 深夜業從事者の自発的健康診断受診支援助成金制度始まる 11
- 2000年度夏期一時金カンパへのご協力のお願い 15
- 前線から（ニュース） 16
30年間のトンネル工事でじん肺／指曲がり症公務外認定取り消し裁判／ユニオンの粘り強い交渉で勝利和解／JAMが第1回全国安全衛生交流会を開催

5月の新聞記事から／19
表紙／和歌山海南湯浅道路長峰第1トンネル工事現場・1981年ごろ
(前線「トンネル工事でじん肺」より)

'00 6

アメリカでもドイツでも 結晶性シリカ(珪酸粉じん)の 発がん性を認定

韓国では肺癌がすでに合併症

じん肺の主要原因物質である結晶性シリカ(珪酸粉じん、おもには石英)の発がん性問題(発がん性の有無や程度)は、粉じん対策、じん肺対策に影響を与えると共に、この間、我々が訴えてきたじん肺合併肺がんの労災認定基準をどうするかという問題でも、非常に大きな焦点となっている。(結晶性シリカを原因とするじん肺を硅肺というが、じん肺の多くはこの硅肺か、これを主体とする他の粉じんとの混合曝露によるじん肺がほとんどと考えている。)

科学を無視する行政、司法

現行の労災認定基準では「管理4あるいは管理4相当の現に療養中のじん肺患者に発生した原発肺癌」だけを労災補償の対象としている。じん肺合併肺がんの医学的因果関係は認められないが、重症のじん肺患者の場合、肺がんが発生した場合、発見が遅れるとか治療に支障をきたすといった医療実践上の不利益を生じるから、というのがその根拠である。

ところが、この認定基準は20年以上前に作成されたもので、「医学的因果関係は認められない」の部分がかなり以前から間違っていることが明らかになっており、そのため、多くの労災不支給処分取消行政訴訟も行われてきた。

「じん肺患者に肺がんが多発していることは医学的に証明されている、すなわちじん肺と肺癌の因果関係は医学的に認められており、この科学的知見に基づいて、合併肺がんを合併症として労災補償の対象にすべきだ。」

これがわれわれやじん肺患者の主張であり、今や判断能力のある科学者はすべてこれを支持している。

ところが、労働省は御用学者を動員してこの医学的知見を隠蔽し、ウソを見抜けぬ司法は依然として行政の誤りを正すことができないでいる。

「ごまかし」

労働省は現在、じん肺合併肺がんの因果関係を認めていない。「頻度が高い」という

報告はあるが疫学的に（医学的に）証明されていない」というものだが、すでに述べたようにこれは完全なウソだ。

ここは非常に重要な点で、じん肺の原因物質に発がん性があろうとなかろうと、本質的には、じん肺合併肺がんの労災補償をどうするかにはあまり関係がない。じん肺と合併肺がんの因果関係が疫学的に証明されれば、「医学的因果関係を認める立場から労災補償の対象にするかどうか」の判断根拠には充分なのだ。

この意味で、「原因物質である結晶性シリカの発がん性は証明されていない」ことを、じん肺合併肺がんの因果関係が証明されていない理由にしたり、原則的に労災補償の対象としないことの理由にしたりする労働省の主張はごまかし以外の何者でもない。

「ごまかし」に決着の時が

しかし、今や、その「ごまかし」さえも通用しなくなってしまったのである。これが、この間の国際的な「結晶性シリカの発がん性認定」の流れだ。

WHO傘下の国際ガン研究機関（IARC）が「結晶性シリカへの職業的曝露と肺癌の間に因果関係がある」との結論に達し、結晶性シリカの発がん性分類をグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）からグループ1（ヒトに対して発がん性がある）に格上げしたのが1996年10月だった。

全国各地の裁判で労働省は「権威ある機

関のIARCが結晶性シリカの発がん性を未だ認めていない」ことを自らの主張の重要な根拠にしてきた。したがって、IARCが判断を変えた時点で労働省は方針転換し、関連する労災補償と安全衛生対策の見直しに着手するべきであった。しかし、かれらのしたことは、IARCの結論に対して根拠なく懷疑論を垂れ流し、対応を先延ばしにすることであった。

これに関連した報告はすでに本誌でもしてきた（本誌96/7、97/7、97/8、98/10、99/1、00/4号）。残念ながら司法の場においては、労働省の労働行政の目的と反するやり方が効果をあげてきた（本誌99/11-12号）

労災認定基準を見直すかどうかの専門検討会が、ひそかに昨年度からはじまっているが（本誌99/11-12号）、全く審議内容が明らかにされていない。労働省が裁判の場で述べてきたことは「IARCは信用できない」であり、これを御用学者が支持した報告をまとめて認定基準を見直さないという、今の状況からは信じられないような事態も最悪あり得る。

NTP決定

発がん性物質の認定を行う機関で、国際的にも知られ権威のある存在とされているものはIARCを筆頭としていくつかある。

その最右翼が米国のNTP（国家毒性プログラム）だ。裁判上でもIARCとともに必ず引用される組織で、NTPはこれまで結晶性シリカを「ヒトに対する発がん性

があることが合理的に予見される物質」に分類していたため、これも、労働省が「NTPも発がん性ありとはしていない」とその主張の重要な根拠にしていた。

ところが、今年5月中旬、NTPは2年毎に公表する「発がん性報告」最新版の第9版において、結晶性シリカについて発がん性ランクを上げて、最高のランクの「ヒトに対する発がん性のある物質」に分類替えを行った。この「発がん性報告」はインターネット上で公開されている。<http://ntp-server.niehs.nih.gov/NewHomeRoc/AboutRoC.html>

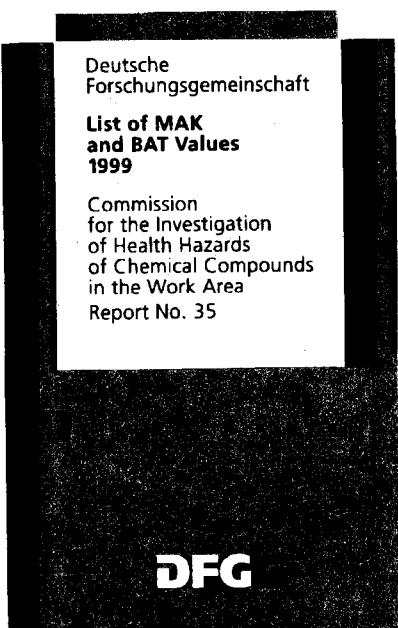
NTPは、発がん性報告の「結晶性シリカ（吸入可能なサイズ）」の冒頭で「はじめて第6版においてヒトに対する発がん性があることが合理的に予見される物質として掲載されたが、この最新版においてはヒトに対する発がん性がある物質に改訂された」とし、「吸入可能なサイズの結晶性シリカ、主に産業上、職業上の条件において発生する石英粉じん、は、ヒトに対する発がん性がある物質である。それは、吸入可能なサイズの結晶性シリカへの曝露と結晶性シリカ粉じんに曝露された労働者における肺がんの率の上昇との間の因果関係を示したヒトにおける研究からの十分な証拠に根拠をおいている（IARC報告1997年、Brownらの論文1997年、Hnizdらの論文1997年）。」と記している。

DFGの1999年改訂でも

DFG、通称MAKと称されるドイツ科

学振興会も毎年リストを公表しており、昨年7月113日に公表した1999年版で、結晶性シリカをカテゴリー1（ヒトに対する発がん性が明白な物質）に分類することを明らかにした。それまでDFGは、結晶性シリカの発がん性については分類しておらず、ここにきてはじめて、しかも、カテゴリー1にリストアップしてきたようである。

インターネット上のプレスリリースの中でも、「結晶性シリカをカテゴリー1としたことが注目されるべきだ」との記述がみられ、特に、注意を喚起している。http://www.dfg.de/english/press/releases/Archive/presse_1999_34_eng.html



WILEY-VCH

DFGリスト1999年版

韓国の決断

韓国のじん肺法制は日本に類似しており、合併症による労災補償もほとんど同様に行われている。じん肺肺がんはこれまで合併症に入れてこなかったものの問題となっていた事項であり、IARC決定を契機として疫学調査が実施された。

これは韓国労働部が専門家に委託して実施したもので、「じん肺勤労者に発生したじん肺症と肺癌の関連性」と題する最終報告書が1992年2月に労働部長官に提出された。

報告書は「本研究の主な目的である一般人口とじん肺症者の肺ガン発生率比較結果は、一般人口より1型(1/0)以上のじん肺症者の肺ガン危険度が最小1.5倍から最大3.4倍高い。したがって、肺ガンをじん肺症の合併症と認定することが妥当と思われる。」と結論づけた。

この報告を受けて韓国ではすでに原発性肺がんがじん肺症の合併症となっている。

早急に、肺がんを合併症に

韓国のような調査結果は日本ではすでに明らかだし、世界的な研究成果からいつて、そもそも韓国で調査の必要はなかったことであろう。日本でもこの問題に関して改めて調査する必要はちろんない。「IARCは信用できない」などという労働省の見解やその意を受けた御用学者の意見が誤りであることは、IARC、NTP、DGFの決定をみても明らかだ。

労働省は早急に労災認定基準を改正し、肺がんを合併症に含める取扱いに改めるべきだ。

また、今行われている労災認定基準に関する専門検討会については、早急に公開し、議論の経過、内容、主体を明らかにし、多くのじん肺被災労働者が納得のいくやり方に改めることが必要であることは言うまでもない。

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画]さとうしんまる

[発行]全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円(送料別)

[注文先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

セミナーで 安全衛生活動を活性化

大阪市従業員労働組合下水道支部の取り組みから

去る4月24日（月）・26日（水）の両日、「安全衛生活活性化セミナー」と銘打った取り組みを大阪市従業員労働組合下水道支部において開催しました。

下水道支部として、安全衛生に関するこのような取り組みは初めてで、支部安全衛生対策委員会にて幾度と無く論議を重ね、『各職場にて活動をしている職場安全衛生委員会のさらなる充実、発展を目指しての取り組みを行う』と主題は決まったものの、その詳細についてはなかなか決まりず、関西労働者安全センターに相談に行きました。

事務局長の西野氏が、快く講師はもとより様々な相談にも乗ってくれ、レジュメ等の作成も引き受けってくれました。

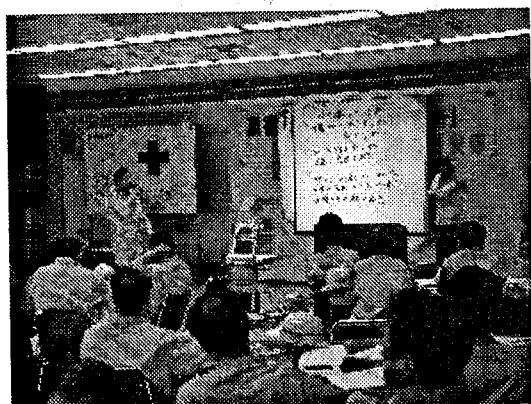
セミナーの内容は、第一部に「これか



講義を行う西野事務局長
らの労働安全衛生活動」と題して西野氏が
講義を行い、その中で、今回作成していただいた
チェックリストの説明をしていただきました。

第二部には、会場となった海老江下水処理場（中川班長）、中浜下水処理場（楽山班長）の協力を得て、各処理場を10区に分割し、そのチェックリストを持って、約10名規模のグループで安全パトロールを行いました。その後、各グループごとに討論を行い「良い事例・参考になる事例」、「対策を必要とする事例」をそれぞれ3点あげ、それに優先順位をつけて各班ごとに発表し、講師から寸評をもらいました。

この結果については、海老江下水処理場分は中川班長に、中浜下水処理場分は楽山班長に、それぞれ手渡して今後の各職場



グループ討議の発表風景

各班の安全パトロール報告内容の集約

海老江処理対策を必要とする事例

班	場所	①	②	③
1	ポンプ室 沈砂池、 高水位系低水位系 スクリーン	18. 19エンジン高架水槽の点検通路にバルブスピンドルが斜めに出していたため危険である。対策としてはスピンドルカバーを取り付ける事とトラテープ等により目立つようにする。	換気ダクトのジョイント部分が通路にはみ出していた。	脱奥塔への連絡トピラ出口階段が均等でない。
2	水処理施設	安全対策用の表示板の設置が少ない。	行程会議の充実 ※カーブミラー ※仮説ケーブル	爆氣槽No4~6池の昇る階段への通路が狭いので黄色の塗装をする。
3	B3,B4ポンプ 補機類	低水系B4 給水ポンプバルブ開閉用チエーン フック取り付け。	点検用架台階段にノンスリップテープ取り付け。	点検用架台支柱通路に螢光塗料もしくはテープ表示。
4	脱水機室No1, 2 (NO1.2ホバ含む)	雨水排水溝にグレーティング4カ所 あったほうが良い。(30×120cm)	取り外し式の手すりの固定 (くらつきが有る)	建物の中、角に2カ所程の会所があったがフタがない。
5	監視室、 B1,B2ポンプ室 本体フロフ	階段の滑り止めがなかったと階段の段差にトラテープの表示がなかった。	地下の側溝が浅いので水はけが悪いとグレーティングが必要である。	散水栓のホース掛けの設置が出来てなかった。 ④酸欠場所表示看板があったが酸欠場所のマークが表示されていない場所があった。
6	脱水機室No3, 4 (NO3.4ホバ含む)	機械設備の場所に段差がある。	階段の一部に段がある。 (段階降り口にはりの様なもの)	点検通路の照明がくらい。 (配管等の影になっている)
7	脱水室 監視室連屋 (旧葉注意及び 洗浄槽)	硫化水素、酸欠表示板に場所名がなかった。	安全策を取り外して作業をしていたが地上より5mの高さ作業中安全帯を着用していなかった。	通路が入り組んでいて頭上注意表示看板が有ったが、梁が低く予告表示板の設置。
8	2F換気機械室 (増設含む) 脱臭設備	階段に滑り止めをつける。 (各機器の点検用階段)	床面の開口部付近の出っ張り箇所をわかりやすく表示する。 (具体例、黄色のベンキを塗る等)	屋上のパイプ渡り階段に手すりがなかった。 (床面より高さが1mあった)
9	機械室 機械室の連屋 (フロフ含む)	階段の段差がかけている。 つまずく恐れあり。	天井の梁が低い。	
10	池の上全体	階段に滑り止め。	安定器の位置が高い。	立ち入り禁止及び酸欠等表示の明確化。

海老江処理場良い事例・参考になる事例

班	場所	①	②	③
1	ポンプ室 沈砂池、 高水位系低水位系 スクリーン	点検通路が広く設定されており良く整理されていた。	搬入口の受けガイドの表示。	照明の配置が適切であった。
2	水処理施設	通路の清掃整備がよくされている。	証明が100%チェックされている。	各階段に滑り止めの設置がされている。
3	B3,B4ポンプ 補機類	ポンプ室内の整理・整頓が出来ている。	ポンプ等の回転部に黄色ベンキで表示してある。	機械整備ができていた。
4	脱水機室No1, 2 (NO1.2ホバ含む)	整理整頓されていた。	工具類の整理が良かった。	屋外のホース掛け (半円になっていてホースが折れにくい)
5	監視室、 B1,B2ポンプ室 本体フロフ	各部屋の照明設備がいいとどいていた。	臭氣設備が整っていた。	地下のわりには設備配置に充分余裕があった。
6	脱水機室No3, 4 (NO3.4ホバ含む)	機械設備のコンペアーエ、チエーン可動部にカバーがされている。	施設内の通路の整備が良い。	消化器の設置場所が適切である。
7	脱水室 監視室連屋 (旧葉注意及び 洗浄槽)	整理整頓が十分に出来ていた。	ポンプ配管にミニ階段が取り付けた。 (配管の損傷及び防げの防止)	消化器の設置場所がわかりやすかった。
8	2F換気機械室 (増設含む) 脱臭設備	整理、整頓がきれいにされていた。	環境整備がととのっている。	照明の配置がよく場内がとても明るい。
9	機械室 機械室の連屋 (フロフ含む)	整理整頓が出来ている。	照明設備が十分されている。	天井の梁が低い所には、危険表示されている。
10	池の上全体	沈殿地及び沈澱地上部がフラットになっている。	配管の位置が高い。	

改善に役立てるるように依頼しました。

第三部では、他業種の各職場における職場改善事例を紹介してもらいました。参加

者は新たな思いで各人の現場に帰り、今回のセミナーでの体験や知識を生かしてもらうつもりです。

中浜処理場対策を必要とする事例

班	場所	①	②	③
1	第3ポンプ室	ポンプ室地下エンジンポンプ No1.No2の間に使用中のドラム缶 が放置されていた。	エンジンポンプ廻りにオイルマットが 敷かれたままであった。	ポンプ室入り口階段に滑り止めの 施工がされていなかった。
2	第4ポンプ室	エンジンの点検台の手摺りが広す ぎて転落のおそれあり。	送水管の閉じプラ(2m位)立てかけ ている。	エンジン室から1階通路に立ち上 がっている(トラテープはっている) が手摺など作成。
3	第3ポンプ室 沈砂池	通路上の突起物が同系色で目立ち にくく危険	ベルトコンベアの非常停止装置 がない。	酸欠危険個所の表示がない。
4	第4ポンプ室 沈砂池周辺	夜間点検時の照明がない。 (しさ用ホッパー)	地下配管路の照明を防爆型に変え る。	電工ドラムのコンセントが必要。 (防水用)
5	東沈殿地	クラリファイヤー通路にバーマーの 一部が飛び出しており危険である。	ウエア一周辺に安全柵の設置が必 要である。	沈殿地の外周に手摺りが必要で有 る。
6	東爆氣槽	手摺りのない場所がある。	通路にバルブが突き出している。	階段の昇降口に扉か鎖がついてな い。 ④採取場所が確保出来ていない。
7	第2管理棟、 東中央監視室	監視室、ドアの開閉に問題点有り (表示で注意をうながす)	事務所南側非常出入り口の段差。	ヘルメット置き場の改善。 (ヘルメットホルダーの設置)
8	せせらぎ	一般公開されている為、注意看板 表示が小さく少ない。	フェンス(低い)無いので子供に危険 である。	リサイクル利用のテーブル・イスの 角が危ないのでラバー等で保護す る必要がある。
9	東機械室	危険物の取り扱いが不備。	機械室に必要でない物があった。	消化器の表示板がなかった。
10	東沈澱池	危険個所の表示板の設置。	解放状態の場合は安全柵をもうけ る。	点検蓋は開放状態にしない。 終了時すべて閉めること。

中浜処理場対策を必要とする事例

班	場所	①	②	③
1	第3ポンプ室	ポンプ室地下エンジンポンプ No1.No2の間に使用中のドラム缶 が放置されていた。	エンジンポンプ廻りにオイルマットが 敷かれたままであった。	ポンプ室入り口階段に滑り止めの 施工がされていなかった。
2	第4ポンプ室	エンジンの点検台の手摺りが広す ぎて転落のおそれあり。	送水管の閉じプラ(2m位)立てかけ ている。	エンジン室から1階通路に立ち上 がっている(トラテープはっている) が手摺など作成。
3		通路上の突起物が同系色で目立ち にくく危険	ベルトコンベアの非常停止装置 がない。	酸欠危険個所の表示がない。
4	第4沈砂池	夜間点検時の照明がない。 (しさ用ホッパー)	地下配管路の照明を防爆型に変え る。	電工ドラムのコンセントが必要。 (防水用)
5	沈殿地	クラリファイヤー通路にバーマーの 一部が飛び出しており危険である。	ウエア一周辺に安全柵の設置が必 要である。	沈殿地の外周に手摺りが必要で有 る。
6	爆氣槽	手摺りのない場所がある。	通路にバルブが突き出している。	階段の昇降口に扉か鎖がついてな い。 ④採取場所が確保出来ていない。
7	第2管理棟、 監視室、 施設保全班事務所	監視室、ドアの開閉に問題点有り (表示で注意をうながす)	事務所南側非常出入り口の段差。	ヘルメット置き場の改善。 (ヘルメットホルダーの設置)
8	せせらぎ	一般公開されている為、注意看板 表示が小さく少ない。	フェンス(低い)無いので子供に危険 である。	リサイクル利用のテーブル・イスの 角が危ないのでラバー等で保護す る必要がある。
9	機械室	危険物の取り扱いが不備。	機械室に必要でない物があった。	消化器の表示板がなかった。
10	東沈澱池	危険個所の表示板の設置。	解放状態の場合は安全柵をもうけ る。	点検蓋は開放状態にしない。 終了時すべて閉めること。

今回の取り組みに当たり、西野氏と
ともに「様々な新しい方法を取り入れて実施

してみよう」ということになり、各講座に
おいてはパソコンを使ってプレゼンテーシ

ョンを行い、また各グループによる発表ではOHPシートに集約内容を記入して、OHPを使って報告を行ってきました。

これは、時代の流れといえばそうなのかもしれません、こういった方法が主流となりつつある現在、新たな職業病としてVDT作業問題が上げられており、今後の取り組みとして考えることはさけては通れないものと新たに認識しました。

セミナー終了後、支部安全衛生対策委員会としての総括論議を行ったわけですが、今回の取り組み内容は非常によかったですとの声が各現場であがっているそうです。中でも安全パトロールにおいて「良い事例・参考になる事例」を見つけることはこれまで行ったことが無かったので、視点を変える事の大切さが良くわかったそうです。しかし、こういった内容での安全パト

ロールは自分の職場では出来ないのでどうしたらよいか?といった問題指摘もありました。現場によっては市内各所に出向いての作業を行っている職場もあるので、安全パトロール自体実施するのが難しいのは?との問題も出てきました。

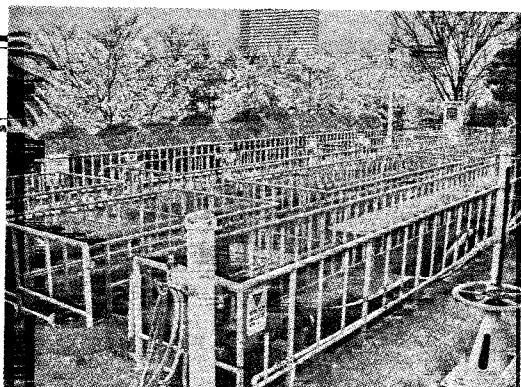
今後支部の取り組みとして、安全衛生セミナーを毎年開催し、そのなかで様々な安全衛生の問題を提起するとともに、今回のセミナーについては一応の成功とはいうものの、安全パトロール実施の際の各現場での問題点等を解決しながら、「取り組みを続けていくことが大切である」との考え方のもと、各職場の良いところを探す安全パトロールを続けていきたいと思います。

(大阪市従業員労働組合下水道支部安全衛生対策委員)

下水処理場の安全対策事例

下水処理とは、流れてくる下水から汚物を抜き取り、きれいにして河川に戻すというものだ。流れをごく簡単に言うと、まず流れてくる下水を機械スクリーンにとおして大型のごみを排除し、沈砂池にゆっくり流して砂を底に沈めて取除き、次に沈殿池に1時間半ほど滞留させて沈む汚泥と水面に浮かぶごみを取除く。

ここまででは、普通の市民にも簡単に想像がつく。次のさらなる浄化は、微生物が担当することになっている。微生物を多く含んだ活性汚泥を加えて、底に空気を吹き込



水面の廻りには全て柵が設置されている
(中浜下水処理場の沈殿池)

むと、水中の酸素が増え、微生物が有機物の汚物を分解しながら増殖し、くっつき合って沈みやすくなる。この原理を利用して、さらに浄化を進めるわけだ。

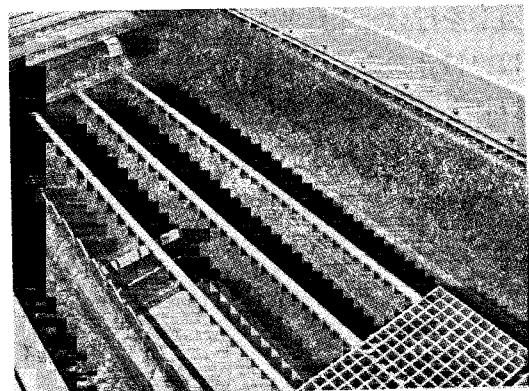
この微生物を利用した浄化の水槽で死亡

災害が発生したのが昭和52年のことである。ばっき槽（エアレーションタンク）とよばれる空気が吹き込まれつづけている水槽に、ノズルを点検するために水面をのぞきこみ、体を傾けた拍子に、作業者が転落した。当時は、一人作業でまわりには誰もおらず、空気が吹き込まれる汚水で水流が強く、比重も高いため、行方不明に気づいて随分時間がたってから、遺体が発見されたという。

この無念な死亡災害は、下水処理場の安全対策にとって大きな教訓になっており、以来、場内いたるところにある水槽には柵が設けられることとなった。死亡災害が発生したことを肝に銘じるため、災害発生年に庁舎の前には殉職碑が設置されている。

この汚物を栄養として繁殖した微生物を含む下水は、最後の沈殿池である沈澄池へ進み、2時間から2時間半かけて汚泥をさらに底へ沈める。そして最後の滅菌処理の後、川に流されるというわけである。

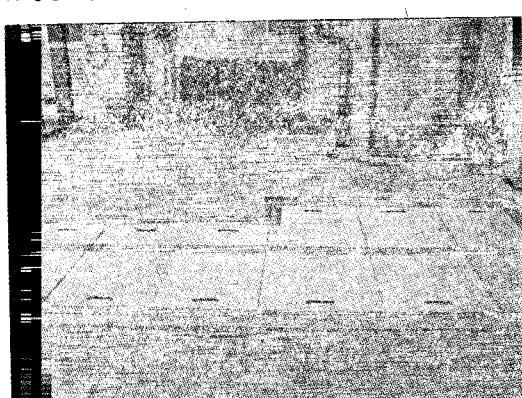
この沈澄池は、とにかく深く、底までビル3階建てぐらいはある。汚物が下に沈み、浄化された上部からきれいになった水が流れ出るが、その溝は作業者が定期的に



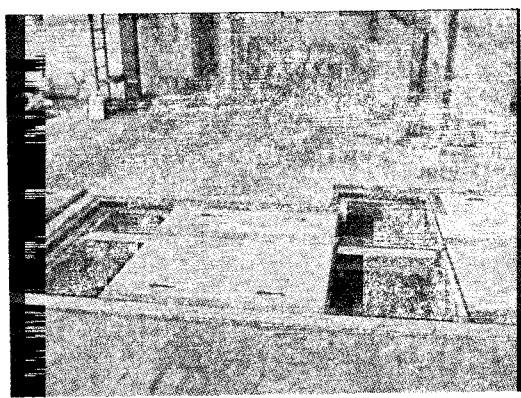
中浜下水処理場の沈澄池ノッチ

洗浄しなければならない。しかし作業中は、通常水が満たされているとはいえ、一步踏み外せばビルの下へ転落するのと同じである。当初、水面上には何もなかったが、安全対策として3本のポールを設置した。

下水処理場には、様々なポンプが稼動し、建物内外に入り組んでいる。建物は立体的に活用されるため、床面に搬入口があって、取り外し可能な構造になっていたりする。この職場改善事例は、蓋の落下防止のために、中央にH鋼が渡っており、さらにそのH鋼のあるところと淵の支えがあるところを赤で表示し、作業者の思い違いによる災害を防止している。



搬入口蓋をした状態



蓋を開けた状態 中にH鋼が見える

深夜業従事者の自発的健康診断 受診支援助成金制度始まる

健康不安から自発的に受けた健診費用の3/4を助成

前号で掲載した改正労働安全衛生法の、深夜業従事者の自発的健康診断について受診支援助成金制度が始まった。

深夜業務従事者については、従来より6ヶ月以内ごとに特定業務健康診断を行なうことが事業者に義務づけられているが、昨年の労働安全衛生法改正で、今年4月からは自発的健診が新たに加えられている。

これは、深夜業に従事する労働者が自分の健康に不安を感じ、自ら健康診断を受診した場合、その結果を事業者に提出し、対処を求めることができることにしたもの。事業者は提出された健康診断の結果について、医師から意見を聞き、必要があると認められる場合には適切な措置を講じなければならないことになる。

労働安全衛生法改正に実効性を

しかし、自発的といつても健康診断費用の負担が自己負担のままであれば実効性に乏しいことから、その費用の3/4を労働福祉事業から助成することにしたものである。

詳細は、後掲の労働省発表資料に詳しいが、この助成金の対象となる労働者の要件は、常時使用される労働者であって、過去6ヶ月の間に1ヵ月あたり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業に従事している者ということになる。この深夜業とは、午後10時から午前5時までの間の業務とされ、勤務時間の一部でもこの時間帯に係る場合は深夜業務従事者とみなされる。

医療機関は、健康診断の実施が可能であればどこでもよく、助成対象健康診断項目は、次の通りとなっている。

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力（1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力をいう。）の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTPの検

査)

8. 血中脂質検査（血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）

9. 血糖検査

10. 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

11. 心電図検査

もちろん一部の項目だけの受診も認められるが、労働者自身が問診の際に医師に気になる症状等を詳しく伝えることにより、選択が可能となる。また、人間ドックと併せて受診するような場合は、対象項目にかかった費用のみ証明を受け請求することもできる。

手続きは、所定の申請書に申請者、事業者、医療機関のそれぞれの記入、証明をしたものとを都道府県産業保健推進センターを窓口にして提出する。

制度の有効性は、職場の取り組みにかかる

このように、助成金制度は深夜業従事者が任意に自らの健康への不安について、自分のペースで対応することが可能になる効果をもっている。しかし制度を活かすためには、事業場にあって事業者はもちろんのこと、労働組合がどれだけ制度の趣旨を理解し、配慮するかにかかっているといえよう。

また、窓口となる都道府県産業保健推進センターが、職場に今ひとつ身近なものではないということも大いに気にかかる。そもそも奈良県など、推進センターそのものが未設置の県もあり、郵送請求が可能とはいえ、普及には一定の時間がかかりそうである。

平成12年6月9日（金）労働省発表

自発的健康診断受診支援事業の実施について

－労働福祉事業団法施行令の一部を改正する政令を本日閣議決定－

深夜業に従事する労働者の健康確保の観点から、平成11年5月の労働安全衛生法の一部改正により、深夜業に従事する労働者が自発的に受診する健康診断に関する規定が新たに設けられ、本年4月1日に施行された。この改正についての国会審議の中で、深夜業に

従事する労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成することが附帯決議として付されたところである。

これを受けて、労働省では、深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診する際にその費用の一部を助成する自発的健

健康診断受診支援事業を新たに創設することとし、その業務を労働福祉事業団に行わせるため、労働福祉事業団法施行令の所要の改正を行い、標記事業を別添のとおり実施することとした。

－別添－
自発的健康診断受診支援事業について

1 事業の目的

本事業は、深夜業に従事する労働者が労働安全衛生法第66条の2の規定により、自発的に受診した健康診断（以下「自発的健康診断」という。）に要した費用の一部を

助成し、もって自発的健康診断制度の利用の促進を図ることを目的とする。

2 事業実施者

労働福祉事業団

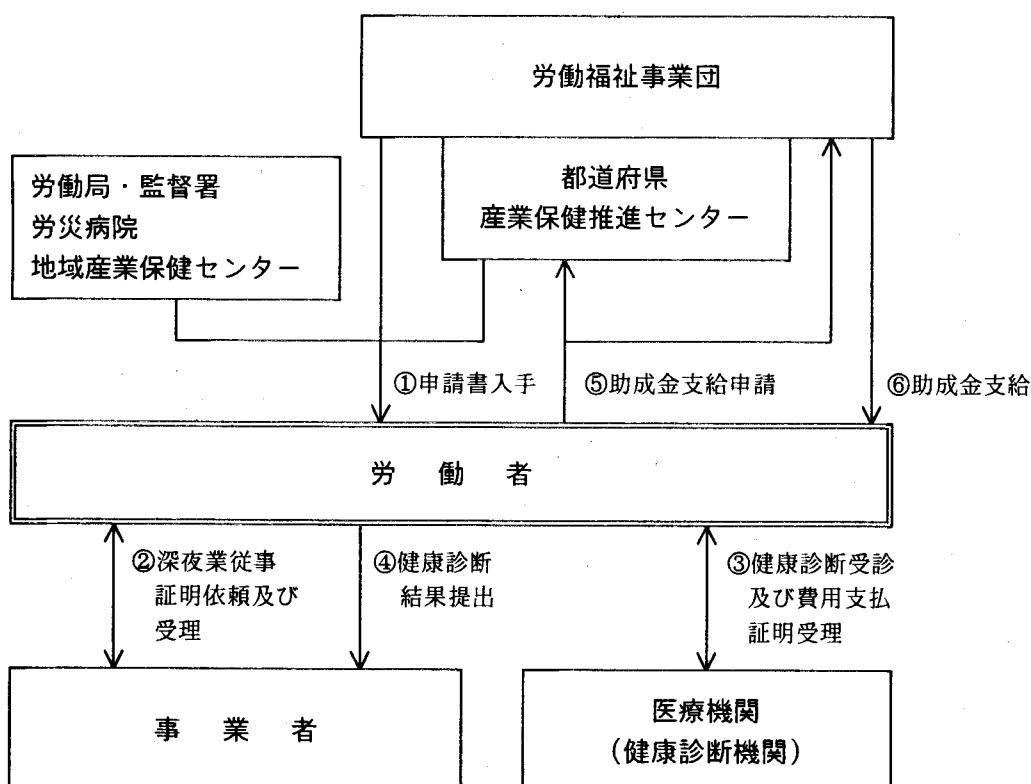
3 事業の内容

(1) 助成対象労働者

自発的健康診断受診支援事業の対象者は、労働安全衛生規則第50条の2に規定する要件を満たす者であって、自発的健康診断を受診したものであること。

なお、1人の労働者が利用できる回数は当該年度当たり1回とすることとし、労働保険非適用事業に係る労働者は対象となら

自発的健康診断支援事業の流れ



ないこと。

(2) 助成対象健診項目

標記助成事業の対象となる健康診断の項目は、労働安全衛生規則第50条の3に規定されているとおり、同規則第44条第1項各号に掲げる項目とすること。

(3) 助成金額等

自発的健康診断の受診に要した費用の3/4に相当する額を支給すること。

ただし、当該費用の3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とすること。

(4) 助成金支給申請先

都道府県産業保健推進センター（設置されていない県にあっては、労働福祉事業団医療事業部産業保健助成課）

(5) 問い合わせ先

都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県産業保健推進センター、労働福祉事業団本部

4 事業開始日

政令公布日（6月14日を予定）以降、速やかに開始する。

労働福祉事業団法施行令の一部を改正する政令概要

1 趣旨

深夜業に従事する労働者の健康確保の観点から労働安全衛生法が改正され、本年4月1日から深夜業に従事する労働者が自発的に受診する健康診断の規定（労働安全衛生法第66条の2）が施行されているが、この改正法案の国会審議の中で、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成す

ることが附帯決議として付された。

これを受けて、自発的健康診断受診支援事業を労働福祉事業団に行わせるため、所要の規定の整備を行うこととする。

2 内容

労働福祉事業団の業務に、労働安全衛生法第66条の2の規定による健康診断を受けた深夜業に従事する労働者に対する助成金の支給の業務を追加することとする。

なお、この業務は、労働者災害補償保険法第23条第1項第3号の事業として、労働福祉事業団法第19条第1項第1号の規定に基づき行われる業務である。

3 施行期日

公布の日から施行する。



2000年夏期一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、様々な取り組みに日夜ご奮闘のことと深く敬意を表します。また、当関西労働者安全センターに対しまして、常日頃多大なご支援ご協力をいただいておりますことに改めて心より御礼申し上げます。

「規制緩和」の流れのなかいわゆる雇用の不安定化が促進され、労働者の諸権利、いのちと健康の問題を主張しにくい風潮が強まっています。当安全センターへの労災・職業病に関する相談でも、相変わらず未組織労働者からのものが大きな比重を占めている状況です。使用者側は労働コスト削減のため安全衛生管理の努力をないがしろにする傾向にありますし、さまざまな職場において未だに労災隠しが横行し、労働行政側もこれに何ら抜本的な対策を持たないのが現状です。最近の労働省の統計によれば、昨年度の労災死亡者が前年比で140名以上増加していることが判明しましたが、休業4日以上の死傷者数では減少していることが報告されています。死亡者は減らないか増加するが、休業を含めると一貫して減少しているという「おかしな現象」は、労災隠しが横行していることを示していると思われます。

すでに既存の安全衛生対策が限界にきていることは明らかです。労働省は労働安全衛生マネジメントシステムの必要性を唱えるようになっていますが、これもそうしたことの表れといえます。現場労働者の声と参加をどう実現していくのかが重要であり、自主対応型参加型の安全衛生活動の普及に取り組んでいくことが、今後の我々の運動の大きな課題だと認識しております。

本年度定期総会において確認しましたように、厚生省と労働省の統合や情報公開法の来年度施行を視野に入れて、労働行政への働きかけをさらに強めていかなければなりません。情報の発信、労働組合、専門家との連携を強化しながら、さまざまな新たな課題に取り組んでいきたいと考えています。

労働安全衛生対策の推進と共に、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症、じん肺、じん肺合併肺がんなどの職業性疾病の労災認定基準改善をはじめとする労災補償制度の見直し・改善や労災補償上積み要求を通した企業責任の追及も重要な課題と考えております。

今後とも労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題に対して皆様とともに全力で取り組んでゆきたいと思います。安全センター運動への変わらぬご支援と共に、いつもながらのお願いで誠に恐縮ではありますが趣旨を何卒ご理解いただき表記一時金カンパへのご協力を切にお願い申し上げる次第です。

2000年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田 義雄

郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店普通1340284

前線から

30年間のトンネル工事 でじん肺

ゼネコンを損害賠償提訴

大阪

1960年代半ばから1990年代半ばまでトンネル作業に従事してじん肺を発症したAさんは、昨年、初めて管理区分申請を行い、管理3のイ、続発性気管支炎で要療養とされた。Aさんは、労災保険給付を受けるようになったが、今回さらに損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。被告は、鹿島建設などゼネコン4社。

Aさんは北陸トンネルを皮切りに、青函トンネルなど多くの鉄道トンネル、道

路トンネル工事に従事してきたが、ほとんどすべてのトンネルにおいて、換気、防塵マスク等の粉じん対策が不十分であったという。

いうまでもなくじん肺はその存在も原因も古くから知られており、Aさんが仕事を始める前の1955年にはけい肺特別保護法が、1960年にはじん肺法が成立していた。にもかかわらず、大手のゼネコンはじめん肺発生防止対策を怠ったため、きわめて多数のトンネル工事によるじん肺患者

を発生させてしまった。Aさんもその犠牲者の一人である。

全国的にも多くのトンネルじん肺訴訟が取り組まれているが、それらの訴訟において、ゼネコン側は「時効で損害賠償請求権がない」といった時効論や「当時としては十分な対策をとってありそれ以上は無理だった」といった不可抗力論などをとなえ責任を認めようとしていることが伝えられており、Aさんの訴訟でも同様な展開が予想される。しかし、実態からいつて被告が安全配慮義務を怠っていたことは明らかであり、多くのじん肺発生がこのことを雄弁に物語っている。

安全センターでは、Aさんの裁判を積極的に支援していくことにしていく。

た公務外認定処分の取消をもとめた裁判で、5月29日、被告側証人、梁瀬医師（大阪・北野病院整形外科部長）の主尋問と反対尋問が行われた。

被告側は、これまで原告2名の変形性手指関節症について、外傷性あるいはリ

指曲がり症公務外認定 取消裁判

被告側整形外科医証人尋問行われる

豊中市職

大阪

豊中市の給食調理員が発症した指曲がり症（変形性

手指関節症）について地公災基金大阪府支部があこな

ユウマチではないのかといった主張をあこなってきたため、これらの点をどのように証言するのかが注目されていた。しかし、梁瀬証人は証言に先立ち提出した意見書の中で、原告2名の症状は変形性手指関節症であることを既に述べ、むしろ、「変形性手指関節症は加齢が原因である」とか「整形外科領域の報告ではハバーデン結節が必ずしも手作業従事者に多いわけではないとの報告がみられます」といった「業務起因性を否定する」趣旨の意見であったので、その主張がどの程度の信頼性を持っていいのかが注目された。

証言を通した印象としては、梁瀬証人は指曲がり症の原因についてことさら「加齢」を強調し、業務起因性であることに疑問を呈することに努力したもの逆に業務起因性であること裁判所に対して印象づけてしまったようだ。

たとえば、梁瀬証人が引

用した「整形外科領域の報告」文献は、「給食調理員の場合、一般人口中における発生頻度と変わりがなかった」と、まさに証人意見書の通りの記載がされていた。しかし、その文献をよく見ると、調査対象とした一般人口全体の年齢分布が給食調理員よりも高年齢に偏っており、各年齢層ごとに一般人口と給食調理員を比較すると発生頻度に2倍の差がある。その点を原告代理人が突くと「実はそうなんです。これを書いた藤澤先生とは親友で、聞いてみると、『その点を疫学の方に指摘されて、あとで書き直した論文ではトーンダウンした』のだと言っていた」という証言が飛び出した。自らに都合のよい部分だけを故意に引用していたとを白状したわけだ。

また、変形性関節症一般について「遺伝学的研究も近年盛んに行われています」と意見書に記述し、指曲がり症について遺伝的要

因がさも大きいかのような印象を与えようとしていたが、反対尋問の中で、証人自身は意見書で引用された論文の冒頭の要旨にだけ目を通しただけで、「こういう研究があると紹介しただけ。」と、実にいい加減なものであったことが暴露される一幕もあった。

一方、給食調理作業の負担は主婦と比べてどう思うかとの質問には「給食調理員の方がずっと大きい」と率直に認め、意見書でも、少なくとも「増悪要因となる」ことを述べていることと合わせて、原告の主張を間接的に支持する証言も見られた。

今後裁判は、因果関係に関する疫学立証と原告本人の証人調べへと進むことになっており、9月20日には原告本人の証人尋問を行うことが決定した。裁判所は年度内判決の方針を明らかにしており、裁判はこの先大きなヤマ場をむかえることになる。

八尾市の建設用シート洗濯会社黒川産業で、はと目打ちの作業中親指先を粉碎骨折した日系ブラジル人の

ユニオンの粘り強い交渉で勝利和解

UNIONひごろ

大阪

労災後遺障害補償の交渉(99年11-12月号参照)は、UNIONひごろで会社と5月19日付協定書締結に至った。昨年11月19日の要求書提出以降、会社は経営不振を理由に一切支払えな

い、裁判してくれというゼロ回答を続けていた。しかし、ユニオンの「早期解決を」の粘り強い説得に歩み寄りを見せ、春の訪れとともに金策の目途をつけ一定額支払うことになった。会

社としては、再雇用の提案を出すなど、解決への努力は見せていたため、当該Tさんも納得して合意した。
(UNIONひごろ:岡崎栄子)

JAMが第1回全国安全衛生交流集会を開催

愛知

5月28日~30日、JAM第1回全国安全衛生交流集会が愛知県で開催され、約200人が参加、機械・金属産業に働く労働者の安全衛生活動について議論を行なった。

初日のメンタルヘルス対策、3日目の分科会によるテーマ別の講演と討論に挟まれ、2日目はJAM愛知の6つの職場にわたりて職場巡視と討論を行なった。今年の訪問職場は、自動車部品、工作機械、配電機器、精密金属加工と種類に富み、参加者は真剣に職場を巡視、その後の討論も活発なものとなつた。

討論テーマは、①JAMでこの一年間に応募のあつ

た改善事例について、10例を選んだうちに最も良いと思われる事例を3例あげる、②訪問職場の職場巡視で「良い例、参考となる例」「改善が必要な事例」をそれぞれ3点あげ、優先順位付けをするというもの。参加者は、自らの職場の事例に照らしあわせて改善方法を提案するなど豊富な議論が盛り上がっていた。6人のグループごとに行なわれた討論結果は、受け入れ職場の労使で評価し、最も優秀と判断された提案を行なった班を表彰した。

3日目の分科会では、「安全衛生委員会」「労働災害防止指導員活動」「ス

トレス対策」「労働法制」「雇用問題と安全」をそれぞれテーマに講演と討論を行なった。

今回の交流集会は、金属機械労組で行われていたものを継承して開催したものだが、実際の職場を訪問することにより有効な活動交流が保証され、議論を活発にしている。

JAMでは、業種別の部会活動も進められており、個々の業種ごとの安全活動の交流も進められている。また、構成する労働組合が中小事業場が多いことなど、産別としてのJAMの安全活動は、可能性を秘めているともいえ、今後がますます期待されるところだ。



5月の新聞記事から

- 5/1 和歌山市の住友金属工業和歌山製鉄所に運び込まれたコンテナから放射線が検出された問題で、日本原子力研究所の検査によりガンマ線を放出するセシウム137が検出された。
- 5/2 国際がん研究機関を中心とするプロジェクトで、携帯電話から出る電磁波の脳しゅようなどへの影響の有無を調べるために、日米欧14カ国が協力して疫学調査を今秋から共同実施する。
- 5/6 午後4時5分ごろ、熊本県長洲町のアルミサッシ製造会社「九州不二アルミサッシ」の倉庫で、積んであった長さ6メートル、重さ5キログラムのアルミ枠が荷崩れし、数千本が倒れた。同社の下請け会社員2人が死亡、7人が打撲などの軽症を負った。
- 5/9 神戸市東灘区のスクラップ加工会社「島文」御影工場で、スクラップ中の鉛容器から放射線が検出された。科学技術庁が検査官を派遣し、調査で人体の年間被ばく線量限度の1000マイクロシーポルトを超える1時間当たり最大約1400マイクロシーポルトの放射線を検出。容器の放射能標識とメーカー名は粘着テープで覆わっていた。
- 5/10 大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」の元従業員2人は、ダイオキシンとの因果関係を認めず労災を不支給とした淀川監督署の決定を不服として、大阪労働局の労災保険審査会に審査請求した。
- 5/14 午後4時7分脳こうそくで昏睡状態が続いた小渕恵三前首相が、入院先の東京都文京区の順天堂大付属順天堂医院で死去。
- 5/15 豊能郡美化センターの元従業員6人がダイオキシンで健康を害したとして、国や大阪府に5億3000万円の損害賠償を求めた裁判が大阪地裁であり、国は全面的に賠償責任を否定する答弁書を提出した。
- 5/18 1995年9月30日に木谷公治さんが職場で首吊り自殺したのは、「過酷な職務と長時間労働でうつ状態になったのが原因」として遺族が、勤務先のイシモト食品と親会社のオタフクソースに損害賠償を請求した裁判の判決が広島地裁であり、裁判長は原告側の主張を全面的に認め、被告側に約1億1100万円の支払いを命じた。
- 5/20 午前11時5分ごろ、東京都大田区の首都高速羽田線のぼり車線でカーブを曲がりきれず24トンの大型トレーラーが横転。側壁が50メートルにわたり破損し、アルミ製の遮音板の1部が下の道路に落下したが、けが人はなし。
- 5/23 大阪市鶴見区緑地公園の花博記念公園内の男子トイレで、午後2時半ごろ大阪市職員が検査のためにトイレの床のふたを明け排水槽を見ようとライターに点火したところ、爆発し全身やけどで1ヶ月の重体。
- 5/24 住友金属工業和歌山製鉄所で放射線が検出された輸入コンテナから、放射線源の水分密度計の部品を取り出した。部品は「ホルダー」で、直径1.5センチ、長さ50センチのステンレス製。部品から1メートルでガンマ線16マイクロシーポルト、中性子線1.2マイクロシーポルトを検出した。
- 米国ニューヨークのファーストフード店で閉店時間の午後11時ごろ、男性2人が銃を持って入ってきて、従業員7人を縛った上で発砲した。5人が死亡、2人が負傷。
- 5/26 香川県土庄町の豊島に約50万トンもの産業廃棄物が不法投棄された問題で、豊島住民と香川県が国の公害調停で合意。
- 午前2時10分ごろ、大阪市中央区の住民から「同居人がナイフを持って暴れている」との通報が南警察署にあり、同署員が駆けつけ、玄関で暴れていたベトナム男性を取り押さえた。署員4人が顔などを切られ2週間のけが。
- 5/28 新潟県柏崎市の東京電力柏崎刈羽原発6号機で、午前6時ごろ除湿冷却器出口の放射線監視モニターの放射線の数値が上昇したため、原子炉を手動停止した。外部への放射能漏れはない。
- 午前10時15分ごろ、大阪市住之江区のごみ処理施設「大阪市環境事業協会南港管路輸送センター」で空気でごみを吸い込んで運ぶ「ごみ空気輸送システム」の鋼鉄製輸送管に、作業員2人が入っているのに気づかずスイッチが入れられ、管の中を約60メートル吸い込まれた。2人は同センター職員とメンテナンス会社員で腰の骨を折るなどの重傷。
- 午後1時40分ごろ、広島県向島町の造船会社「向島造機」の桟橋に係留していたケミカルタンカー「マリン20号」で、機関長らがタンクを洗っていたところ突然爆発し、4人が顔や胸に1ヶ月から1週間のやけどを負った。
- 5/29 午前9時20分ごろ、大阪市中央区の建物リース会社「大和工商リース」の事務所に入ってきた男性が包丁で従業員に切りつけて逃走した。従業員は顔などに10日間のけが。
- 5/31 日立造船舞鶴工場の設計技術者が自殺したのは、開発にともなう長時間労働などによるうつ病が原因の労働災害として、遺族が舞鶴労働基準監督署の不支給処分について審査請求していた問題で、労働保険審査会は死亡と業務の因果関係を認め不支給処分を取り消す裁決をした。
- 神奈川県藤沢市の荏原製作所藤沢工場から高濃度のダイオキシンに汚染された排水が引地川に流出していた問題で、神奈川県、藤沢市、環境庁で構成する対策連絡会議は、工場内28ヶ所でダイオキシン汚染排水が未処理のまま垂れ流されていたとする調査結果をまとめた。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 用 Relief	Super - (ツートン) Relief	グレー・ブル 骨盤回り	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頃価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頃価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259